

セーフティネット保証 4 号の提出書類について

(認定要件)

習志野市内に店舗・事務所等を有し、現に事業を行っており、また 1 年以上事業を継続して行っている中小企業者であって、令和 8 年千葉豪雨に起因して、最近 1 か月間の売上高等が前年同月比 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期比で 20%以上減少することが見込まれる場合。

(提出書類)

✓		書類名
	1	認定申請書 ※ 1
	2	売上高等計算書 兼 確認書
	3	履歴（現在）事項全部証明書（3 か月以内に取得のもの）（法人のみ） ※ 2、3
	4	所得税確定申告書、青色申告決算書（個人事業主のみ） ※ 3
	5	最近 1 か月の売上高がわかるもの（試算表・売上台帳等） ※ 4、5
	6	その後 2 か月間の売上高見込み表（任意書式） ※ 4
	7	比較する期間の売上高がわかるもの（試算表・売上台帳等） ※ 4、5
	8	【金融機関等が代理申請する場合】 委任状（任意書式） ※ 6

- ※ 1 ホームページよりダウンロードできます。
- ※ 2 “インターネット謄本”（オンライン謄本）は不可です。
- ※ 3 当該書類により市内で事業を行っていることが確認できない場合は、その事実が客観的に確認できる書類（土地の賃貸借契約書の写し等）を提出してください。
- ※ 4 余白に「申請者名」を記入し、申請書と同じ印鑑を押印してください。
- ※ 5 月ごとに売上高を計算し、合計額を記載してください。
- ※ 6 金融機関の方が受任者の場合、受任者欄は「支店所在地」、「金融機関名＋支店名」、「受任者氏名」を記載してください。（申請時は社員証等をお持ちください。）

(その他)

- 上記以外の書類について、追加提出を求める場合があります。
- 融資を受ける場合は、別途、金融機関や信用保証協会等による審査があります。
- 市長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、保証の申し込みを行うことが必要です。
- 郵送での受付も行っています。

(申請場所・問い合わせ先)

〒275-8601 習志野市 産業振興課(場所:鷺沼 2-1-1 市役所 4 階 電話:047-451-7755)